

## 京都メカニズムの活用のための当面の施策について（たたき台）

### 1．CDM/JI事業の政府承認体制の整備

政府の京都メカニズム活用連絡会において、9月中に承認手続案を作成し、パブリックコメントに付した上で、10月には決定。

### 2．国別登録簿の体制整備

国別登録簿は、環境省・経済産業省が共同で整備・運用管理することとし、9月に、システム設計・開発を請け負う業者を選定。

COP8の結果等も踏まえ、システム構築に着手し、来年度早期に試験運用を開始。まずはCERの受け皿を用意する。

### 3．民間事業者等による京都メカニズム活用の支援

#### （1）政府一体となった支援

京都メカニズム活用連絡会構成省庁（内閣官房、環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省）は相互に連携して、それぞれの関わりの深い事業について、事業の開始からクレジットの発行に至るまでの進捗状況を把握し、側面支援を行う。

#### （2）民間事業者等によるCDM/JI事業支援

平成11年度から実施している、CDM/JIになり得る案件のフィージビリティ・スタディを続行。

さらに、事業をCDMとするための各種申請手続（ベースラインの設定等を含むプロジェクト設計書の作成、排出量のモニタリング、検証・認証等）をモデル的に行うことにより、民間事業者が早期にクレジットを獲得することを支援。併せて、発行されたクレジットの一部を国が獲得。

### ( 3 ) 京都メカニズム相談支援

特定の機関に情報を一元的に蓄積し、民間事業者等が必要としている情報（ホスト国の承認体制、ホスト国での事業ニーズ、クレジット発行が期待できる事業案件、プロジェクト設計書の作成ガイドライン等）を提供するとともに、民間事業者等がホスト国政府と調整する際に側面支援を行う。

### ( 4 ) CDM/JI 認証機関の育成支援

我が国の認証関係者が、CDM/JI に係る第三者認証を行う運営組織及び独立組織に指定を受けられるよう、モデル的に認証業務を行う事業を実施し、経験の蓄積を進める。

## 4 . 国際調整

### ( 1 ) ホスト国政府の理解促進等

ホスト国政府における京都メカニズムに関する理解促進や、ホスト国政府が京都メカニズムの参加資格を満たすことができるようなキャパシティ・ビルディングに向けて、情報交換のためのネットワーク（A P - n e t）の構築や国際セミナー（地球温暖化アジア太平洋地域セミナー）の開催等を行う。

### ( 2 ) 国際ルール策定作業への参画

C O P の下に置かれた C D M 理事会を中心に進められている、ベースライン・モニタリング手法や小規模 CDM 手続等の策定に関する国際的な議論をフォローし、我が国も積極的に参画していく。

## 5 . 京都メカニズム活用に関する国家戦略の立案

京都議定書の約束を費用効果的に達成するため、どのような方針、認識に基づいて京都メカニズムの適切な活用を図るべきか検討し、国家戦略を立案する。

## 【検討事項案】

- ( 1 ) クレジットの早期獲得・備蓄  
( 海外での参考事例 )
  - ・ 英国等における国内排出量取引制度
  - ・ オランダにおける国によるクレジットの買い上げ制度
  - ・ 世界銀行による炭素基金 ( PCF )
- ( 2 ) 費用効果的な約束履行方策  
クリーン開発メカニズム ( CDM )、共同実施 ( JI )、排出量取引の  
組み合わせ方法

## 6 . 2008年以降の国際排出量取引の開始に備えた制度の検討

- ( 1 ) 国際排出量取引に事業者が参画する方策の検討 ( A A U、R M U  
の事業者への配分の是非等 )
- ( 2 ) 各クレジットを国としての約束達成に用いる ( 除却口座に入れる )  
ためのルールづくり
- ( 3 ) 国内での排出量取引制度の導入の検討 ( 2008 年以前における試行的な実施等 )
- ( 4 ) 民間事業者、国等が保有することとなるクレジットについて法律  
上及び会計上の位置付け・性格付けの検討